掛川市規則第２８号

掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和３年１２月２３日

掛川市長

（別紙）

掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成17年掛川市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第17条第１項中第24号を第25号とし、第12号から第23号までを１号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の１号を加える。

(12) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年において５日（当該通院等が体外受精その他の市長が別に定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間

第17条第２項中「第11号」を「第12号」に改める。

附　則

この規則は、令和４年１月１日から施行する。